岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１１月１９日（木）　岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
環境管理課	環境安全推進企画監　野原	内線　2981 直通　058-272-8272 ＦＡＸ　058-278-2610

恵那市山岡町久保原地内の特定事業場への搬入土の環境基準超過について（最終報）

恵那市山岡町久保原地内の特定事業場に搬入された土砂（中央新幹線日吉トンネル（武並工区）ほか新設工事の発生土）の環境基準超過については、第１報を１０月８日、第２報を１０月２７日にお知らせしたところです。

このことについて、本日、特定事業場の設置者等から本件の原因調査結果及び再発防止策について報告がありましたので、お知らせします。

１　原因調査結果について

令和８年４月９日のトンネル発破掘削時、地山へ施工する吹付コンクリートの付着不良が発生したため、同一箇所で吹付機の調整作業を多く繰り返しました。その結果、吹付コンクリートが多く落下し、未固結のコンクリートが局所的に路盤上に堆積しました。

未固結のコンクリートが路盤内へ染み込み、そのセメント分が局部的に残留していたため、９月３日に実施したインバート部（トンネル下部）の掘削時に、場外に搬出された可能性があると報告がありました。

２　再発防止策について

（１）特定事業場の設置者の対策

○排出元における吹付コンクリートの付着不良等の事象について、排出元からの提出書類や現場確認を通じて把握に努め、搬入土の安全性を確認します。

（２）土砂を排出した事業者及び工事発注者の対策

○吹付コンクリートの付着不良が発生し、同一箇所で調整作業を多く実施した場合は、以下の措置を講じます。

・堆積した吹付コンクリートを周辺の土砂も含めて確実に回収します。

・局部的なセメントの浸透を検出するため、土砂の検体試料採取箇所数及び検体数を増やします。

○吹付作業に従事する全作業員に対し、環境リスクに関する教育を実施します。

○上記の対策について、県内の全工区へ周知・徹底します。

３　県の対応について

県から特定事業場の設置者、土砂を排出した事業者及び工事発注者に対し、本日付けで再発防止策を徹底し、今後の対策に万全を期すよう文書を発出しました。